

1 基本的な考え方

新たな基本方針における令和12年の農用区域内農地面積の目標については、

- ① 令和元年の農用区域内農地（耕地）面積を基準として、
- ② これまでのすう勢（農用区域からの除外及び農用区域内の荒廃農地の発生）を踏まえ、
- ③ 新たな基本方針の期間（令和2年～令和12年）の施策効果を織り込む。

【令和12年の農用区域内農地面積の目標】

= 〔これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和12年時点の農用区域内農地面積〕
+ 〔令和12年までの農用区域への編入促進〕
+ 〔令和12年までの荒廃農地の発生防止〕
+ 〔令和12年までの荒廃農地の解消〕

施策効果

2-1 すう勢（農用地区域からの除外）

農用地区域内農地の除外面積のすう勢により算定。

平成27年から令和元年まで（5年間）の農用地区域内農地の除外面積の平均が令和12年まで継続すると想定。

$$\triangle 146.4 \text{ ha/年} \times 11 \text{ 年} = \triangle 1,610 \text{ ha}$$

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	平均
農地転用による農用地区域からの除外面積 (ha)	129.3	234.8	134.4	138.5	95.2	146.4
地方公共団体等の具体的な計画による除外 (ha)	89.5	170.8	56.9	31.2	29.0	75.5
農地転用による除外（上記を除く） (ha)	39.8	64.0	77.5	107.3	66.2	71.0

（出典） 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査

- ・ 地方公共団体等の具体的な計画による除外
- ・ 農地転用による除外（上記を除く）

2-2 すう勢（荒廃農地の発生）

農用地区域内農地における荒廃農地の発生面積のすう勢により算定。

平成27年から令和元年まで（5年間）の農用地区域内農地における荒廃農地の新規発生面積の平均が令和12年まで継続すると想定。

$$\triangle 192.7 \text{ ha/年} \times 11 \text{ 年} = \triangle 2,120 \text{ ha}$$

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	平均
荒廃農地の新規発生面積 (ha)	300.4	272.9	256.8	91.8	41.7	192.7
荒廃農地の発生 (ha)	278.8	259.0	255.2	90.9	34.6	183.7
荒廃農地の再発生 (ha)	21.6	13.9	1.6	0.9	7.1	9.0

（出典）確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査

・ 荒廃農地の新規増加面積

3 - 1 施策効果（農用地区域への編入促進）

農用地区域以外（農振白地地域）の農地の、
20ha以上の集团的農地及び10ha以上20ha未満の集团的農地 のうち、

- ① 山間部の急傾斜地や水利条件の劣悪な条件不利な土地
- ② 市街地の転用需要が見込まれる土地

については、一律に編入することは困難であることから、当該土地を除外した農地を農用地に編入すると想定。

$2,756 \text{ ha} + 92 \text{ ha} = 2,848 \text{ ha}$ 2,848 ha

団地規模	農振白地農地面積 a	うち、条件不利等により 編入困難 b	編入可能な農地 a-b
20ha以上 (ha)	11,401	8,645	2,756
10ha～20ha (ha)	811	719	92
10ha未満 (ha)	20,100	※	※
計	32,312	9,364	2,848

※ 10ha以上の土地が農用地区域に指定すべき農地とされている(農振法第10条3項,農振法施行令第6条)

3-2 施策効果（荒廃農地の発生防止）

農地中間管理機構等を通じた農地の利用集積を推進することにより、担い手への利用集積率を95%にする目標。（現状91.5%）
農用地区域内においても各種の施策を講じることにより、同様に95%を担い手に集積され、荒廃農地の発生が防止されると算定。

$$39,282 \text{ ha} \times 0.0056\% \times 11 \text{ 年} = 24.20 \text{ ha}$$

24 ha

○集積面積見込

項目	農用地区域内農地面積(ha) a	集積率(%) b	集積面積(ha) c=a×b
令和元年度ア	1,122,334	91.5	1,026,935
令和12年度イ	1,122,334	95.0	1,066,217
11年間の集積面積イ-ア	—	—	39,282

※農用地区域内農地面積は変動しないと仮定して試算

○荒廃農地発生面積の推移

項目	H27	H28	H29	H30	R1
農用地区域内荒廃農地の発生面積 (ha)	278.8	259.0	255.2	90.9	34.6

※年々減少傾向にあるため直近2年間の数値で算定

○今後の荒廃農地発生率見込み

項目	荒廃農地発生面積(ha) d	農用地区域内農地面積(ha) e	荒廃農地発生率(%) d/e×100
H30	90.9	1,118,332	—
R1	34.6	1,122,334	—
上記の平均値	62.8	1,120,333	0.0056

(出典) 農地中間管理機構の実績等に関する資料

・担い手への集積面積の状況

北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針

・効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標（令和5年度までの目標値(95%)が令和12年度まで継続すると仮定して算定。）

確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査

3 - 3 施策効果（荒廃農地の解消）

農用地区域内の再生利用が可能な荒廃農地（転用等が見込まれる農地を除く）について、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動の支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策により解消されると算定。

○施策効果による荒廃農地の解消

令和元年の農用地区域内の再生可能な荒廃農地(A分類)(ha) a	549.5
上記のうち、再生以外要因(転用等)による減少率(%) b	△ 24.5
上記のうち、再生以外要因(転用等)による面積(ha) c=a×b	135
施策効果による荒廃農地の解消面積(ha) d=a-c	415

○農用地区域内の再生可能な荒廃農地(A分類)における転用等による減少面積(再生以外の要因)の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	左の平均
再生可能な荒廃農地面積(ha)	1462.1	1436.4	871.3	862.3	625.1	－	1051.4
上記のうち再生以外要因(転用等)による減少(ha)	－	△ 142.9	△ 618.6	△ 260.1	△ 197.5	△ 69.6	△ 257.7

再生以外の減少率(%)
$\frac{\text{イ}}{\text{ア}} \times 100$
△ 24.5

(出典) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査